

会 議 録

1 会議の名称	議会運営委員会
2 日 時	令和 7年 6月 2日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 9時52分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9人)	長嶋 一樹 安藤 玄一 今野 康敏
	山田 昌紀 川添 康大 小沼 富夫
	笈田 巖 舘 大樹 大垣 真一 (議長)
5 欠 席 者	
6 委員外議員	岸 圭介
7 説 明 員 (3人)	副市長 (大島 伸生)
	文書法制課長 (天春 祐一)
	文書法制課文書法制係長 (高梨 剛)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長 主任主事
10 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 1 令和7年6月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【大垣真一議員】 おはようございます。改選後初の定例会ということで多くの陳情も出ております。皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、副市長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側の御説明をお願いいたします。

○副市長【大島伸生】 おはようございます。本日は、6月6日金曜日に招集いたします伊勢原市議会6月定例会の市長提出議案等のうち人事案件1件につきまして、私から御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

議案書の45ページを御覧ください。

○議案第46号 伊勢原市固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、地方税法第423条第1項の規定により市町村が設置する執行機関です。

委員につきましましては、地方税法第423条第3項の規定により、「当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」とされておりまして、その定数は、伊勢原市税条例第74条の規定により3人で、また、その任期は、地方税法第423条第6項の規定により3年とされておりまして、

今回、令和4年7月から御活躍いただいております田中諭委員の任期が令和7年7月3日をもって満了となりますが、引き続き田中氏を固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたいので、提案するものでございます。

田中氏につきましましては、税理士であり、固定資産や地方税法等に関する識見を有していること、また、3年間お務めいただきまして、そうした委員としての実績などから、引き続き固定資産評価審査委員会委員として御活躍を期待しております。

以上で、本議会6月定例会に提出いたします人事案件1件についての説明を終わります。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま副市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

ここで、副市長は所用がありますので、退席いただきます。

〔副市長（大島伸生）退席〕

○委員長【長嶋一樹議員】 引き続き、執行者側から説明をお願いします。

○文書法制課長【天春祐一】 おはようございます。本日は総務部長が欠席となっておりますので、代わりに私から人事案件以外の議案等につきまして御説明を申し上げます。

それでは、着座にて失礼します。

人事案件以外の議案等は、条例議案が3件、補正予算議案が1件、報告案件が3件の合計7件となっております。

初めに、条例3議案につきまして御説明を申し上げます。

議案書をお開きいただき、9ページを御覧ください。

○議案第42号 伊勢原市農地等災害復旧事業分担金徴収条例の制定

市が災害による被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するに当たり、復旧費用の一部をその所有者等から分担金として徴収することに関し、必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

10ページ、11ページに新規条例案を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、13ページを御覧ください。

○議案第43号 伊勢原市税条例の一部を改正する条例

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税及び市たばこ税に関し、所要の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため、提案するものでございます。

14ページから19ページまでに改正条例案、20ページから29ページまでに新旧対照表、30ページから33ページまでに改正要旨を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、35ページを御覧ください。

○議案第44号 伊勢原市立武道館条例の一部を改正する条例

武道館施設の管理運営の効率化を図るため、施設の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入したいので、提案するものでございます。

36ページから38ページまでに改正条例案、39ページから43ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、補正予算1議案につきまして、御説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書及び予算説明書をお開きいただきまして、5ページを御覧ください。

○議案第45号 令和7年度伊勢原市一般会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に4億8534万1000円を追加し、歳入歳出予算総額を399億3034万1000円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いた

しますので、28ページ、29ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、2款総務費です。企画一般事務費追加192万円は、本市の行財政運営に係る調査研究及び助言並びに行政活動の支援を行うため、地方自治法第174条及び伊勢原市専門委員設置規則に基づき設置いたします専門委員に係る報酬等を追加するものでございます。

次に、自治会振興費追加190万円は、新たに採択された一般財団法人自治総合センターの全国自治宝くじの収益金を財源としたコミュニティ助成事業助成金を活用し、すみだ自治会が行う地域コミュニティ活動に必要な備品の整備を支援するものでございます。

次に、市税過誤納還付金及び加算金追加7000万円は、法人市民税で高額な還付が発生したことにより追加するものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳管理費追加280万円は、戸籍の氏名の振り仮名記載が義務づけられたことに伴う事務処理に係る経費について、新たに人件費等が国庫補助の対象に追加されたため、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用いたしまして、会計年度任用職員の任用に係る費用を追加するものでございます。

次に、3款民生費です。定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費計上3億2894万7000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、国の定額減税実施に伴い減税し切れないと見込まれる方に対し、令和6年度に交付された補足給付金の支給額に不足が生じる場合に、追加で不足額給付金を支給するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページを御覧ください。児童館運営管理費追加699万9000円は、新たに採択された一般財団法人自治総合センターの全国自治宝くじの収益金を財源としましたコミュニティ助成事業助成金を活用し、高森台自治会の地域集会所の建設を支援するほか、三ノ宮児童館の耐震化修繕工事に係る経費を追加するものでございます。

なお、高森台自治会への支援につきましては、当初予算に1619万1000円の市単独補助を計上しておりますが、このたびの助成金の採択を受けまして、補助額を381万1000円増額するとともに、財源を助成金に変更いたします。

次に、4款衛生費です。予防接種事業費追加7800万4000円は、新型コロナウイルス感染症について、重症者を減らすことを目的として、65歳以上の方等を対象にワクチンの定期接種を行うため、所要の経費を追加するものでございます。

続いて、32ページ、33ページを御覧ください。養育医療費助成事業費追加491万7000円は、養育医療費助成事業の扶助費において支払い額の増加が見込まれることから、当初予算に不足が生じるため、追加するものでございます。

次に、5款農林水産業費です。農村振興整備事業費追加705万円は、下小稲葉地区において実施している令和7年度農地耕作条件改善事業において、農村振

興整備事業費補助金の増額の内示があったことに伴い、所要の経費を追加するものでございます。

次に、6款商工費です。伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援補助金計上1002万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内商店会等が神奈川県補助を受けて実施するプレミアム商品券発行事業に対しまして、市が上乘せして補助するものでございます。

次に、7款土木費です。都市計画道路田中笠窪線整備事業費減4100万円は、国の交付金の内示額が減となったことを受け、事業費を減額するとともに、計画的な事業進捗を図るため、財源更正を行うものです。

続いて、34ページ、35ページを御覧ください。8款消防費でございます。自主防災活動育成事業費追加200万円は、新たに採択されたコミュニティ助成事業助成金を活用し、馬渡自主防災会の活動に必要な防災資機材の整備について支援するものです。

次に、9款教育費です。教育研究活動費追加12万円は、神奈川県教育委員会が実施している「いのち」を大切に作る心をはぐくむ教育推進研究委託事業の研究校として大山小学校が指定されたことに伴い、全額を県の委託金により実施する事業費を追加するものでございます。

次に、小学校情報教育推進事業費追加774万2000円は、小学校におけるGIGAスクール構想の推進のため、令和2年度に導入した1人1台端末の更新経費として、令和8年3月の1月分を追加するものでございます。

続いて、36ページ、37ページを御覧ください。中学校情報教育推進事業費追加392万2000円は、小学校と同様に、GIGAスクール構想の推進のため、中学校における1人1台端末の更新経費として、令和8年3月の1月分を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容につきまして御説明いたしますので、22ページ、23ページにお戻りください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、15款国庫支出金です。養育医療費助成事業負担金追加245万8000円は、養育医療費助成事業費の財源でございます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金追加478万3000円は、戸籍住民基本台帳管理費の財源です。

次に、社会資本整備総合交付金道路事業減8710万円は、都市計画道路田中笠窪線整備事業費の財源更正を行うものでございます。

次に、小学校GIGAスクール構想支援体制整備事業補助金計上45万8000円は、小学校情報教育推進事業費の財源です。

次に、中学校GIGAスクール構想支援体制整備事業補助金計上45万8000円は、中学校情報教育推進事業費の財源でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加3億2894万7000円は、定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業費の財源でございます。

次に、16款県支出金です。養育医療費助成事業負担金追加122万9000

円は、養育医療費助成事業費の財源でございます。

続いて、24ページ、25ページを御覧ください。農村振興整備事業費補助金追加485万6000円は、農村振興整備事業費の財源です。

次に、道徳教育推進研究委託金計上12万円は、教育研究指導費の財源です。

次に、19款繰入金です。財政調整基金繰入金追加1億5753万2000円は、今回の補正により生じる一般財源の不足を調整するものです。

次に、21款諸収入です。総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金追加190万円は、自治会振興費追加の財源として、民生費雑入のコミュニティ助成事業助成金計上2000万円は、児童館運営管理費の財源として、消防費雑入のコミュニティ助成事業助成金計上200万円は、自主防災活動育成事業費をそれぞれ計上するものでございます。

続いて、26ページ、27ページを御覧ください。22款市債です。土地改良事業債追加200万円は、農村振興整備事業費の財源です。

次に、都市計画街路整備事業債追加4570万円は、都市計画道路田中笠窪線整備事業費の財源でございます。

続いて、12ページを御覧ください。第2表継続費の補正につきましては、都市計画道路田中笠窪線整備事業費の財源更正のみを行うものであり、事業費総額や年割額に変更はございません。

続きまして、13ページを御覧ください。第3表債務負担行為の補正につきましては、GIGAスクール構想の推進に向けた1人1台端末の更新に係る借上料につきまして、令和12年度までの限度額を設定するものでございます。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。第4表地方債の補正につきましては、歳入予算の市債の補正に伴いまして、土地改良事業費及び都市計画街路整備事業費についてそれぞれ限度額を変更するものでございます。これにより起債限度額の合計額は24億840万円となります。

以上が補正予算につきましての説明となります。

次に、報告案件3件につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、47ページを御覧ください。

○報告第5号 令和6年度伊勢原市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法第212条第1項の規定により設定した継続費予算につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により逐次繰越しをいたしましたので、報告するものでございます。

48ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

次に、49ページを御覧ください。

○報告第6号 令和6年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

50 ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、51 ページを御覧ください。

○報告第7号 令和6年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、同条第3項の規定により報告するものです。

52 ページ、53 ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

以上で、市議会6月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了させていただきます。

なお、追加提出予定議案等といたしまして、伊勢原市土地開発公社等の令和6年度の事業報告及び決算に係る報告案件2件の提出を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上となります。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま執行者側から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了します。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 それでは、お配りしてございます議会運営委員会議会側処理事項（6月2日）を御覧ください。

請願・陳情の受理状況につきましては、前回の議会運営委員会にて受理報告をいたしました陳情第4号を含む7件の陳情が提出されております。

内容は配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明します。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 正副委員長と協議の上、付託表の案を配付してありますので、御覧ください。市長提出議案5件のうち議案第42号は産業建設常任委員会に付託、それ以外の4件につきましては付託省略、陳情は7件で、陳情第4号、第5号及び陳情第8号については総務常任委員会に付託、陳情第6号、第7号、第9号、第10号については教育福祉常任委員会に付託。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、議席の変更についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 変更後の議席につきましては、配付してあります議席の変更についてのとおりでございます。

会議規則第4条第3項の規定に基づき、6月定例会の初日の冒頭で議席の変更について議長からお諮りいたします。議席が変更する議員は、当日は開会前から変更後の議席に着席していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

それでは、説明のとおりお願いいたします。

議席が変更する議員が所属する会派の委員におかれましては、当日は変更後の議席に着席するよう周知をお願いいたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】 会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程を作成し、お配りしてあります。

会期は6月6日から27日までの22日間。

- ・ 6月 6日 本会議 提案説明
- ・ 6月 9日 一般質問通告期限正午
- ・ 6月12日 本会議 議案審議
- ・ 6月16日 委員会 付託審査
(総務常任委員会、午前9時30分)
(産業建設常任委員会、午後1時30分)
- ・ 6月17日 (教育福祉常任委員会、午前9時30分)
- ・ 6月20日 本会議 一般質問
- ・ 6月23日 本会議 一般質問
- ・ 6月24日 本会議 一般質問
- ・ 6月27日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、配付した内容で6月6日

の本会議において議長からお諮りします。

本日予定した案件は以上であります。その他に何か発言があればお伺いします。（「なし」の声あり）

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 9 時 5 2 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和 7 年 6 月 2 日

議会運営委員会
委員長 長 嶋 一 樹